

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月7日(2022.7.7)

【公開番号】特開2019-42514(P2019-42514A)

【公開日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2018-165864(P2018-165864)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/343(2021.01)

10

A 6 1 B 5/33(2021.01)

A 6 1 B 5/25(2021.01)

A 6 1 B 5/06(2006.01)

A 6 1 B 5/00(2006.01)

G 0 6 T 7/00(2017.01)

G 0 6 T 7/70(2017.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 1 4 K

20

A 6 1 B 5/04 3 1 0 M

A 6 1 B 5/04 3 0 0 J

A 6 1 B 5/06

A 6 1 B 5/00 G

G 0 6 T 7/00 6 1 4

G 0 6 T 7/70 A

【誤訳訂正書】

【提出日】令和4年6月28日(2022.6.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

30

【訂正対象項目名】0 0 6 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 6 7】

ここで図7を参照すると、この図は、本発明の一実施形態に従って処理され得る三角形メッシュの一部分の概略図である。工程140(図6)で最初に構築されたメッシュは、頂点154、156、158を有する。ACLによるマッピング点は、CT/MRI画像と位置合わせさせて配置されており、点160、162、164、166として示されている。頂点154、156、158を中心とする同一半径の円168、170、172は、頂点にシフトを生じさせるマッピング点と頂点との最大距離を表す。

40

50